

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市天川大島町三丁目33番地の5

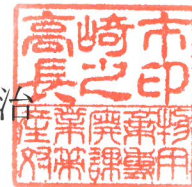
氏 名 小幡解体興業株式会社

代表取締役 貫井雅人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

高崎市長

富岡 賢治



許可の年 月 日

令和 元年 12月 28日

許可の有効期限

令和 6年 12月 27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎（移動式））①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、②がれき類（以上2種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎（移動式））の設置場所

高崎市内一円（産業廃棄物の発生現場内に限る。）

（駐機場所：群馬県渋川市半田元中島2771番1外3筆）

イ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎（移動式）

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [528 t / 日]

がれき類 [1,408 t / 日]

ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

移動式のためなし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 16年 12月 28日 新規許可

様式第 9 号（第 1 0 条の 6 関係）

平成 20年 7月 23日	変更許可
平成 21年 12月 28日	更新許可
平成 22年 7月 23日	変更許可
平成 26年 12月 28日	更新許可
令和 元年 12月 28日	更新許可

5 規則第 1 0 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市天川大島町三丁目 3 3 番地の 5

氏 名 小幡解体興業株式会社
代表取締役 貫井雅人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

前橋市長 山 本



許可の年 月 日 令和元年12月28日

許可の有効期限 令和6年12月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破砕（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破砕（移動式））

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上2種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理施設（破砕（移動式））

ア 中間処理施設の設置場所

前橋市内一円（産業廃棄物の発生現場に限る）

イ 中間処理施設の設置年月日

平成16年7月23日 使用前検査

ウ 中間処理施設の最大処理能力（許可施設については許可年月日及び許可番号）

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [528t/日]

がれき類 [1408t/日]

許可年月日及び許可番号

平成16年6月24日 [前橋市030-0号]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

（移動式処理のため、保管場所なし）

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 保管容量

3 許可の条件

中間処理施設（破碎（移動式））の駐機場は、群馬県渋川市半田字元中島2771番1、2772番1、2773番、2774番とする。

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年12月28日	新規許可
平成20年7月23日	変更許可
平成21年12月28日	更新許可
平成26年12月28日	更新許可
令和元年12月28日	更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
なし